

---

## 第9章

### 関係機関との連携

---

## 9-1 連携の基本原則と重要性

こども虐待対応においては、

- ① 家庭という密室性
- ② 家庭内の多様で複合的な問題（家族関係、経済問題、疾病等）の存在
- ③ こども自らが支援を求めることの困難性
- ④ 保護者など対象者の抵抗

などが支援する際の難しさをもたらしている。

### 1 基本原則

#### （1）各機関の機能や仕組みへの理解

こども虐待問題に関する認識、特にリスク要因やアセスメント、各機関における初期対応等の事項についても関係機関に周知を図っておくことが重要である。

また、関係機関の専門性や特長が十分発揮される体制整備となるよう努める。

#### （2）情報共有・進行管理

ケースの進捗状況、支援内容の適否、問題点、課題等についての把握、分析、調整等をどの機関が責任を持って行うかを常に明確にしておく。

切れ目のない支援を提供するために、情報提供や、会議の開催時期についても十分考慮する。こどもや家庭環境についての状況の変化が見込まれる場合には、情報提供や会議を開催することを事前に決めておくことが重要である。

また、機関相互の連絡方法や、機関内部の連絡体制についても明確にしておく。

#### （3）要保護児童対策地域協議会の活用

個別支援会議・実務者会議等の活用を図る。会議においては、情報・認識の共有を図り、効果的な支援について、共通の方針のもとに役割分担を行う。

共有できない情報がある場合は、その理由を説明する。

児童相談所の所管ケースに関する判断、その理由や根拠、方法、短期目標、長期目標を分かりやすく説明する。

市町村の所管ケースにおいても同様の観点から助言を行う。

緊急事態や新たな情報伝達の際の連絡体制、不在時の連絡方法などを確認する。これらの連絡体制や連絡方法などが円滑に図れるよう、児童相談所内でも組織として確認し周知しておく。

#### (4) 個人情報の取扱い

要保護児童対策地域協議会は構成員に守秘義務が課せられるが、児童相談所主催の個別支援会議等では、個人情報の保護についての配慮が必要である。

また、調査や支援の各局面においても個人情報の保護や守秘義務について留意が必要であり、各機関における個人情報の取扱いやケース対応時の個人情報の取扱いについて、共通理解を得ておくことが重要である。

## 2 連携の重要性

### (1) 発生予防からこどもの自立支援に至るまでの連続する支援

こども虐待に効果的に対応するには、単一の機関の働きでは限界があり、複数の機関が有機的に連携して取り組まなければならない。これを可能とするためには、顔と顔とがつながった関係機関相互のネットワークを構築しておく必要があり、つながりを持った面としての支援がこども虐待対応においては重要である。

### (2) 児童相談所の判断の的確性の向上

家族や価値観が多様化する中で、児童相談所が立入調査や一時保護など強い権限を行使する際は、社会的な合意に配慮し、関係機関や協議会と十分に協議することが重要である。

合意形成は判断の妥当性を高め、意見が分かれる場合も丁寧な説明を通じて理解を得る努力が必要となる。

## 9-2 市町村・児童相談所と関係機関の情報共有

### 1 警察

#### (1) 情報共有・連携体制の整備

警察と定期的に連絡会議を行う等、日ごろから、情報の共有や意見交換を図り、常に十分な連携を図り緊急対応が必要な際も適切な対応が行えるように備えておく。何かあったときに突然に援助を依頼するのではなく、児童相談所が把握した虐待情報について、必要に応じて早い段階から対応方針等を警察と相談しておく。

こどもの一時保護、立入調査、臨検・捜索、接見禁止命令等の実施においては、都度、事前の協議を十分に行う。

こうした連携に資するため、千葉県の子童相談所では、警察との協定により、児童虐待事案及びその疑いのある事案をすべて情報提供することとしている。

#### 警察との情報連携システム

県では、警察からの通告を児童相談所に送付する場合や、児童相談所の虐待対応ケースに関する協定に基づく情報を警察に伝える場合に、スムーズな情報共有を図るため、児童相談所支援システムと連携した情報連携システムを活用している。

#### (2) 警察からの通告

警察から児童通告のあった事案については、虐待以外を理由とする通告も含め、通告後の対応においても連携をより円滑にし、こどもの安全確保に万全を期するため、通告元警察署あて定期的な情報提供をする。

##### ・虐待による身柄付通告事案：

援助方針が決定した時点で速やかに、こどもの保護者の居住地を管轄する警察署に通知する。

##### ・虐待による身柄付き通告事案で一時保護解除を決定した場合：

所轄警察署へ口頭で連絡するとともに、一時保護解除後速やかに、援助結果を通知する。

##### ・管外からケース移管された場合：

こどもの保護者の居住地を管轄する警察署に通知する。

### （３）援助依頼

こどもの安全確認、立入調査、一時保護等に際し、保護者等から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現にこどもが虐待されているおそれがある場合など、児童相談所職員だけでは職務執行をすることが困難なことが予想される場合には、警察署長に対し援助依頼を行う。

援助依頼は緊急の場合を除き事前に文書で行う。

警察官は、児童相談所の職務執行が円滑に実施できるように、必要に応じて、警察法、警察官職務執行法等による任務と権限に基づいて必要な措置を取る。

なお、立入調査等は児童相談所が警察から十分な理解と協力を得つつ、児童相談所がその専門的知識に基づいて、主体的に実施するものである。

### （４）告訴・告発

身体的、性的虐待や職員に対する暴行、傷害、脅迫等は刑法上の犯罪行為にあたる場合がある。立入調査の拒否や妨害についても罰則が規定されており、こどもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合は躊躇なく行うべきである。

この場合も児童相談所に配置されている警察官やOBに相談しながら行う。

## 2 健康福祉センター（保健所）

### （１）概要

健康福祉センター（保健所）は、地域保健法第5条第1項の規定による保健所である。町村を所管する6センターは、社会福祉法第14条第1項に規定する「福祉に関する事務所」でもあり、虐待通告の受理機関である。運用としていずれのセンターも配偶者暴力相談支援センターと位置づけられている。

健康福祉センター（保健所）は、広域的かつ専門的な保健サービスを提供するとともに、管内市町村を含む地域の健康課題を明確化し、解決に向けた活動を推進することとされており、そうした立場から、地域の医療機関・管内市町村等との広域連携に重要な役割を果たしている。

#### 【対応内容】

- ・ こども虐待相談、こども・家庭に関するさまざまな相談
- ・ DV相談（デートDVを含む。）
- ・ 日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の相談

## （２）精神保健分野での連携

精神疾患等精神科医療や精神保健福祉的援助が必要な、こども又は保護者への支援では、市町村精神保健福祉担当課、健康福祉センター、精神保健福祉センターの保健師、精神保健福祉相談員等との連携が必要である。

虐待をしている保護者等の精神医学的評価や治療が必要になる場合は、**原則として保護者等の同意を得た上で主治医と連携し**、こどもにとっての危険性を十分説明し、必要な場合は、主治医より保護者等に養育が不可能であることを伝えてもらうことを依頼する。

## （３）DV 事例における連携

DV のある家庭にこどもが同居する場合には、こどもが直接的な暴力を受けていなくても、暴力を目撃したことにより受けた、こどもの心理的外傷に対し、児童福祉の専門的知見を活用した適切な対応が必要である。また、DV 関係の「支配－被支配」の関係は、正常な子育てを著しく阻害する要因であることに留意する。

特に、転居による支援の中断や、支援者が関知しない間に加害者である配偶者との同居が再開され、こどもの安全が脅かされることがあるので留意する。

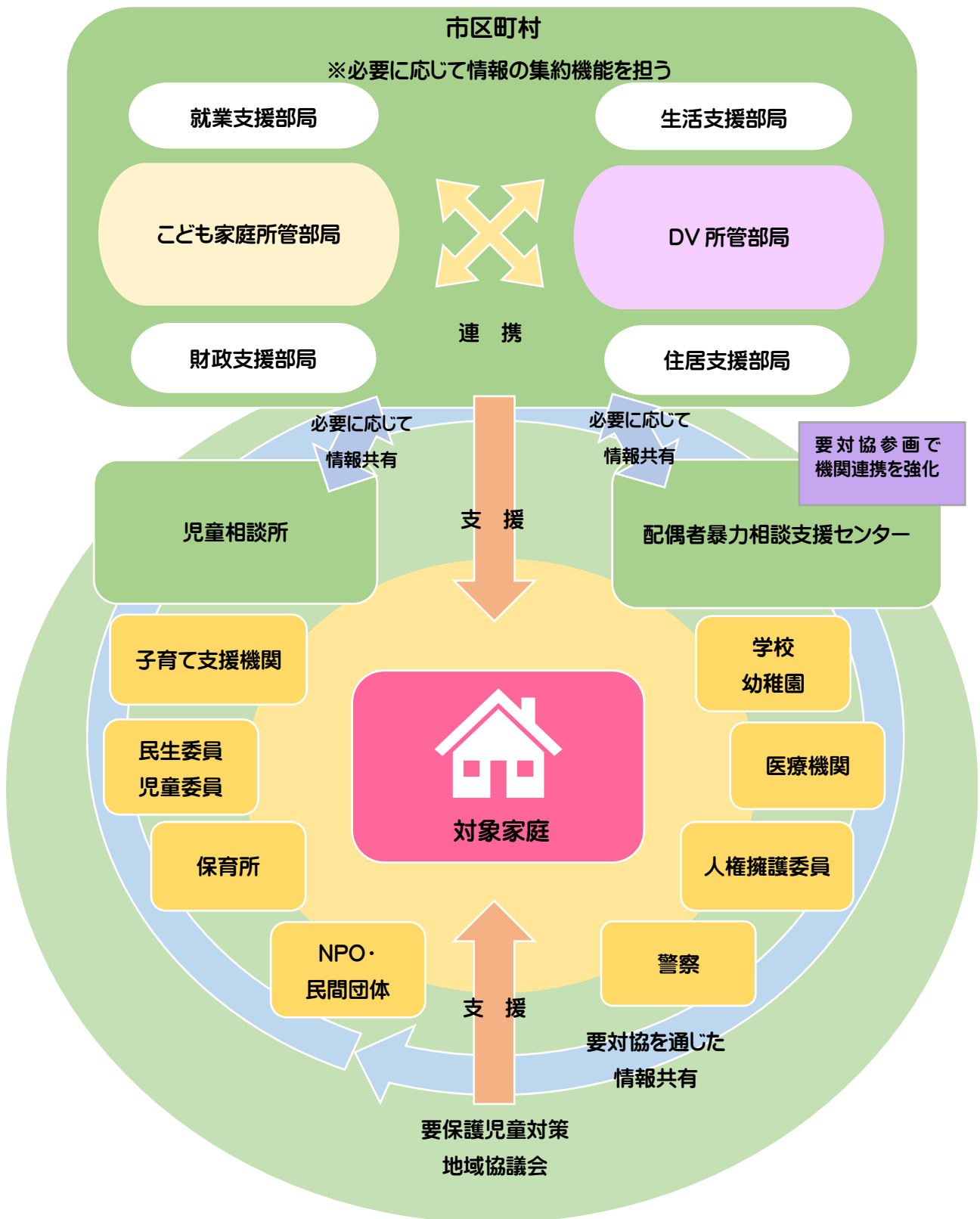
また、こどもやDV 被害者に関する情報の取扱いに関しては、DV 被害者の置かれている状況を踏まえて十分注意を払う必要があるが、それにより、こどもの安全が二の次になってしまうことがないように、アセスメントの共有と十分な連携を図る。

具体的な連携方法は、県の「DV・児童連携強化のためのマニュアル」を確認する。

### DV の例

- ① **身体的暴力**：殴る、蹴る、つねる、物を投げつける、刃物で脅す など
- ② **精神的暴力**：何を言っても無視する、大声で怒鳴る、「誰のおかげで生活できているんだ」「かいしょうなし」などと言う、実家や友人と付き合うのを制限する、実家や家族の悪口を言う、スマホや SNS を細かくチェックする、人の前でバカにする、命令するような口調でものを言う、行動を監視する、自分の家族に危害を加えると言って脅す、壁や物を壊して威圧感を出す など
- ③ **経済的暴力**：生活費を十分に渡さない、外で働くのを妨害する、貯金を勝手に使う など
- ④ **性的暴力**：性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する、見たくないのにアダルトビデオや成人雑誌を見せる など

# DV と児童虐待が併存する事案への対応体制図



県「DV・児童連携強化のためのマニュアル」より

## DVのサイクル

常に身体的暴力をふるう加害者もいるが、身体的暴力の後に謝罪したり、優しく振る舞う加害者も多い。

DVでは、「爆発期：感情のコントロールができず激しい暴力が起こる」→「ハネムーン期：優しくなり、もう暴力は振るわないと謝罪する」→「緊張期：緊張が高まり、軽い暴力が始まる」→「爆発期」という、レノア・ウォーカーによるDVサイクルが知られている。

一旦、このDVサイクルに組み込まれてしまうと、被害者は、外部から何らかの介入が行われなければ、サイクルから脱することは困難と言われている。

### 【DV被害者の支援機関】

○被害者の安全な生活を確保するための支援の関係機関：

配偶者暴力相談支援センター（相談や避難に関すること）

警察（相談や被害申告に関すること）

地方裁判所

医療機関（怪我の診察や診断書の作成）

民間シェルター 等

○法的手続きを進めるための支援関係機関：

弁護士会、法テラス、家庭裁判所 等

○自立生活促進：

女性相談支援センターへ避難の後、女性自立支援施設等への入所。

各自治体の福祉事務所に相談を行い、生活保護、児童扶養手当、母子生活支援施設入所等、社会福祉制度を利用する。

公営住宅や民間アパートへの転居。転居の際は教育委員会で転校手続きを行う。

保育園等利用。

ハローワークを利用した就職活動。

### 【DV対応における留意点】

・DV被害者支援の枠組においては、DV被害者自身が支援を求めない限りはDV相談につなげることが難しい。このため、こども虐待対応部門において新たにDV被害と思われる状況を発見した場合は、まず、被害者にDV例の教示やDV相談機関への相談等を勧奨し、適切な意思決定を行えるように配慮する必要がある。

なお、DV被害者及びこどもの安全確保のため、DV例の教示や相談勧奨等を行う際は、情報の管理に十分留意する必要がある（一般的な留意事項等を事前に配偶者暴力相談支援センター等に確認しておく必要がある）。

・ **被害者が支援を希望しない場合：**

緊急時には躊躇なく警察に通報し DV 防止法による一時保護を求めること等を伝えておき、要対協の枠組みの中で情報共有を行う。

・ **被害者が支援を希望する場合：**

市町村の DV 対応部門や県の配偶者暴力相談支援センターの支援につなぐ対応をとる。

**【DV 防止法による保護命令】**

(根拠法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 10 条)

保護命令制度は、被害者からの申立てにより、裁判所が、相手配偶者等（事実婚も認められる）に対して、被害者の身辺へのつきまとい等の一定の行為を禁止する命令（保護命令）を発令する制度である。

- (1) 被害者への接近禁止命令
- (2) 被害者への電話等禁止命令
- (3) 被害者の同居の子への接近禁止命令
- (4) 被害者の同居の子への電話等禁止命令
- (5) 被害者の親族等への接近禁止命令
- (6) 退去等命令

の 6 つの類型がある。

保護命令に違反した者には、刑罰が科せられることとされている。

※保護命令を発令するには配偶者暴力相談支援センター又は警察署に行き、あらかじめ相談し、援助又は保護を求めた上で、そのことを申立書に記載する必要がある。この記載がない場合には、保護命令は発せられない。

※接近禁止命令について、令和 5 年（2023 年）の法改正によって、申立てをすることができる者に「自由、名誉、財産に対する脅迫」を受けた者が追加されるとともに、発令要件が、「心身」に重大な危害を受けるおそれ大きいときに拡大された。

**DV 加害者・被害者の特徴**

加害者：加害者に決まったタイプはなく、年齢・学歴・職種・年収などに関係がないと言われる。家庭の外では温和で人当たりがよく、社会的信用もある人であることも珍しくない。被害者が逃げようとする、暴力がひどくなる傾向がある。

被害者：被害者は精神的に傷つき、無力感や絶望感を感じていることが、しばしばあり、自己肯定感が低い場合も多い。加害者から逃げる気力が持てず、逃げだしたらもっとひどい目にあうかもしれない、といった恐怖感を抱えている場合もある。また、逃げることはこれまで築いてきた人間関係や生活から離れなければならない、経済的な問題やこどもの心配からなかなか決心がつかないと言われる。

#### (4) 保護者から障害児への虐待事案における連携

障害児を虐待した保護者への支援にあたっては、例えば障害福祉サービスの利用を検討するなど、市町村の障害福祉担当部局と連携した対応を考える。

#### 【適用される法律】

- ・ 保護者による（18歳未満の）障害児に対する虐待：児童虐待防止法
- ・ 保護者への支援：障害者虐待防止法

こども虐待事案として対応していたものの、虐待が解消されないままこどもが18歳に達したケースでは、障害者虐待防止法に基づく措置が必要になることから、日ごろから市町村の担当部局と連携を図り、引継ぎの体制を整備しておく。

また、障害福祉サービスの利用に関しては、原則申請が必要となるが、特に社会的養護による措置やその解除のタイミングでは、こどもの年齢などによって、どの市町村が支援自治体となるのかの確認が必要となる。

### 3 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員、主任児童委員は家庭に最も近い存在であり、こどもや家庭の見守りや、身近な相談者等として重要な役割を果たすことが期待される。

市町村こども虐待相談担当部署との連絡を密にし、家庭の周辺やこどもの状況の現認、保護者の相談相手、福祉の手続きの支援など、依頼する内容と報告の時期や方法について、具体的に協力依頼する。援助を依頼するときには、個別支援会議などへの出席を依頼する。

子育て支援が必要なケースで、児童委員等と保護者の関係づくりができる場合は、日々の子育て支援を依頼する。依頼は、児童相談所から直接、又は市町村を通じて行う。

### 4 中核地域生活支援センター

県では、社会福祉法人等に委託し、県内13か所の健康福祉センターの所管区域ごとに、「中核地域生活支援センター」を設置している。

中核地域生活支援センターは、福祉の総合相談、権利擁護、福祉サービスなどを24時間、365日体制で行っている。

また、中核地域生活支援センターは、福祉サービスや地域のネットワークのコーディネートの機能も有しており、こども虐待の発生予防から、早期発見・対応、支援まで様々な役割を担うことが期待される。そのため、要保護児童対策地域協議会などを活用し、日ごろから、こども虐待問題に対する認識や情報を共有し、連携して支援にあたる体制の整備を図る。

## 5 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、相談援助に関するノウハウを活用して地域住民に密着したきめ細かな相談援助を行う機関である。センターがある地域を管轄する児童相談所はセンターが地域のニーズに応じた支援を展開できるよう日ごろから密接な連携を図っておくことが必要である。

### 【事業内容】

- ① 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに  
応じる。
- ② 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- ③ 児童相談所において、施設入所までは要しないが虐待の恐れがある児童、施設を退所後  
間もない児童等、継続的な指導措置が必要であると判断された児童及びその家庭について、  
指導措置を受託して指導を行う。
- ④ 里親及びファミリーホームからの相談に応ずる等、必要な支援を行う。
- ⑤ 児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、学  
校等との連絡調整を行う。
- ⑥ 社会的養護施設と地域とをつなぐソーシャルワーク拠点として、子育て短期支援事業  
(ショートステイ、トワイライトステイ)を行う。

## 6 民間団体

多様な支援を行うためには、民間団体とも積極的に連携を図る必要がある。民間団体との連携にあたっては、団体から市町村・児童相談所へ通告や紹介をする際は相談者本人の同意を得るように、市町村・児童相談所から依頼することが原則ではあるが、こどもの安全確保等に必要な場合には本人の同意を得ることができなくとも、積極的に連携を図る必要がある。

それぞれの機関の利点や限界を補完し、援助の実効性、一貫性を確保し、一体的な援助活動ができるようにするため、援助方針や援助内容等について、個人情報保護に留意しつつ、情報・意見交換を行うことが重要である。そのためにも、積極的に要保護児童対策地域協議会などの活用を図る。

## 9-3 連携困難時の対応と工夫

連携がうまくいかない場合や、意見が分かれる場合もこどもの安全を最優先に考え、対応する工夫が求められる。

- ・会議で意見の違いを整理し、こどもの最善の利益を基準に合意点を探る。
- ・危機感やリスク認識は、必ず直接伝達する（電話・会議・共同訪問など）。
- ・連携が難しい場合は、児童相談所や市町村が主導して責任を持って進める。
- ・立場や制度の違いにこだわりすぎず、「できること」を持ち寄る姿勢を重視する。
- ・外部の専門家（医師、弁護士、臨床心理士など）やアドバイザーの助言を活用する。
- ・守秘義務や個人情報保護を説明し、理解を促す。
- ・会議などでは記録の作成者を定め、参加者で齟齬がないか確認する。

### 児童相談所専門機能強化事業

専門的かつ緊急の対応が求められる児童相談所には、専門家への相談体制が整備されている。

#### こども虐待対応法律アドバイザー

県で登録している弁護士に、法律上の助言を依頼する。

#### こども虐待対応専門委員

県で登録している児童精神科医、弁護士、臨床心理士、児童福祉司経験者等に、困難事例への対応や施設内虐待の防止・家族関係支援等に係る施設入所中の児童や家族、施設職員等に対しての助言及び支援を依頼する。

#### こども虐待対応協力医師

県で登録している法医学専門医、産婦人科医、児童精神科医等に対し、虐待を受けた（疑いのある）児童についてのより専門的な診断や助言等を依頼する。

#### 家族関係支援スーパーバイザー

県で登録している専門家に対し、家族関係支援に係る助言や支援を依頼する。

### 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、市町村が実施する要保護児童対策調整機関の職員等の専門性を強化するための取組や要対協の関係機関の連携を強化するための取組に対し、国や県が支援を行う。

### 市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業

県内市町村が設置するこども虐待防止ネットワーク及び要保護児童対策地域協議会の機能強化を支援するため、専門的人材の確保が困難な市町村に専門家を派遣する。